平成２２年（フ）第３６号
宮城県角田市角田字老ケ崎95番地１―38号
債務者　松浦　弘子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第４１号
宮城県白石市越河五賀字堀切６番地10
債務者　安藤　清美
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第５０号
秋田市浜田字家後184番地　市営住宅１―402号
債務者　門間　知加
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８９号
秋田市楢山愛宕下４番14号
債務者　津島　洋子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９４号
秋田市下北手松崎字大巻34番地　県営住宅Ｒ８―102号
債務者　木村由美子（旧姓富樫）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０４号
秋田市広面字鍋沼81番地21
債務者　柴田　　隆
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０５号
秋田市新屋町字新町後292番地10
債務者　佐藤　忠嘉
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４号
長野県千曲市大字中115番地５、前住所長野県埴科郡坂城町大字坂城5785番地４
債務者　米山　親志
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第５７号
長野県安曇野市三郷小倉5869番地１
債務者　野村　勝美
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２２号
長野県岡谷市山下町２丁目19番48号
債務者　倉科　　淳
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第２８号
長野県岡谷市長地御所２丁目２番10号
債務者　北原由美子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第１９０２号
京都府宇治市五ケ庄高峯山１番地の11
債務者　高橋　　晃
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０９１号
京都市北区紫野泉堂町16番地　ホワイトハイツ101号
債務者　山崎　茂和
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０９６号
京都市東山区東大路松原上る東入星野町91番地の７
債務者　川上　智史
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４０９号
京都市右京区太秦海正寺町３番地１　海正寺コーポ１号
債務者　ロアジスこと　小笠原　明
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４１６号
京都府木津川市南加茂台６丁目５番地10
債務者　谷淵　博之
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８０号
京都府木津川市吐師前ノ橋５番地10
債務者　谷奥　博司
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２５号
京都府八幡市男山泉14番地10泉マンションＡ105、申立時の住所京都府八幡市男山香呂１番地　Ａ26―203
債務者　濵﨑　和男
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係